

平成 27 年 9 月議会 八尾春雄一般質問

香芝市との共同給食センター建設に当たり年間 300 万円の賃料収入をなくす変更が行われたので、この金額に見合う香芝市側の対応を求めるように具体的に進言しました。他 4 件の質問を行いました。

(議長)休憩を解き、再開をいたします。次に、八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員)12番、八尾春雄です。一般質問をいたします。

1番目の質問です。小学校給食の民間委託に関して、偽装請負の発生せぬようにしてもらいたい。また、学校教職員の役割をより明確にして食育や地産地消の取り組みを本格的に進めてほしい。

従来の説明では、調理は委託するが原材料の仕入れや献立は町であるとしてきた。

①委託の内容は何か。契約書及び相手との協議でどのように確認しているのか。

8月24日、広陵北小学校での試食会で質問したところ、受託企業の担当部長からは「安心安全を前提に食育にも取り組みたい」と驚くべき回答があった。社内では、各校調理現場に調理師・栄養士を各1名配置するとの説明であったが、学校教育に受託企業雇いの栄養士を関与させる予定なのか。

②好き嫌いのある児童に対して学校教職員はどのように食育を進めるのか。

③直営時代の労務構成と委託後の労務構成はどのように変化したのか。一週間当たりのフルタイム労働者の労働時間とパートタイム労働者の労働時間を比較して答弁されたい。雇用契約期間問題(3年間の期限つき)は解決できたのか。

④学校長は受託企業側とどのような関係になるのか。お答えをお願いします。

2番目でございます。

介護保険制度の改悪にどのように対応する決意なのか。

認定の存否にかかわらず介護保険料を年金から天引きしながら要支援1・2のデイサービスとホームヘルプサービスを介護保険対象から外すのは不当ではないか。

①今後町の取り組みはどのように進めようとしているのか。受給権を否定し、事業に組み込もうとするやり方は安定性も損なわれるばかりか、質の確保も難しくなることが心配されるが町の認識はどうか。

②広陵町社会福祉協議会との懇談でこれら二つのサービスが全利用高の半分に達していることが判明している。事業団体としても不安が大きいのではないか。

③公的責任から住民間の互助制度に変質させぬようにどのように取り組むのか。

④現行のデイサービスとホームヘルプサービスでは、制度上できないサービスはむしろ柔軟に検討し、例えば社会教育施設としての公民館を地域の高齢者支援の場と

しての公民館にと変質させるように研究を進めてはどうか、提案をしております。

3番でございます。

香芝市との包括協定を締結するに当たっての提案でございます。

中学校給食共同給食センターに関して、当初予定していた300万円の賃借料収入の行方も注目されている。具体的に次のとおり提案する。

①各校1名の栄養教員の配置(香芝市が人件費を負担)。なお、食育推進のためには全ての小中学校に栄養教員の配置を検討すべきではないか。

②コミュニティバスの運行を香芝市内から広陵町内へ拡大する。

③香芝市民が利用できる施設は広陵町民も同等の条件で利用できるようにする。施設利用に関する広陵町民側の意見を表明できる機関の創設を香芝市側に提案願いたい。例として、プール、テニスコート、駐輪場、公民館、図書館返還用ポストなどがあります。図書館も当然あります。

質問の4でございます。

買い物が困難になっている町民対象に町の要請に応じて出店したスーパーイズミヤ、あるいはエコール・マミ等に対して、町内巡回販売を要請してはどうか。

平尾のオークワ閉店等で、その直後より買い物が難しくなったと苦情が出ているのは周知の事実である。イズミヤが競争に勝ったのではないかとのがった意見も拝聴する。

①せっかく町内で営業しているのだから、さらに貢献度を高めるように申し入れてもらいたい。その具体化として町内巡回販売は考えられないか。

②前週に予約発注の制度も取り入れてはどうか。

③販売車立ち寄り先には、最低限、大字・丁目の公民館・集会所を指定して、そこに人が集まりやすいように工夫してはどうか。

質問事項の5番目でございます。

高田川を初めとして、町内を流れる河川の堆積土砂撤去の見込みはどうか、進捗状況を伺う。

既に町と県が協議し、堆積土砂の撤去の方針は確立されていると受けとめているが、その後の進捗状況について説明願いたい。

①平成27年度末までにおいては、どこまで進める予定なのか。

②上流の河川改修や遊水機能の拡大は進んでいるのか。町内の遊水機能確保の取り組みはどこまで進んでいるのか。

よろしく願いをいたします。

(議長) それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1番目は教育長がお答えを申し上げます。

2番目の介護保険制度のことについてのお尋ねでございます。

まず議員御指摘の要支援1と要支援2の方がデイサービスとホームヘルプサービス

を受給できなくなると理解されている点でございますが、予防給付の一部を予防事業については、市町村で多様な対応が図れるよう新しい総合事業に移行し、地域支援事業に含まれることとなりますが、現在の介護保険制度から外れるものではありません。

次に、一つ目の質問ですが、新しい総合事業への移行は、平成29年4月を予定しています。この移行によって、被保険者の受給権を侵すものではなく、また、被保険者間に不公平感をもたらすものとも認識しておりません。地域の特定に合った効率的なシステムに変更することにより、被保険者の利益につながるものと考えております。

次に、二つ目の御質問ですが、社会福祉協議会を含む事業所が実施しているデイサービスとホームヘルプ事業は、事業全体における比重が高いものと考えております。現行相当のサービスと緩和された基準のサービスについて、早い時期にそれぞれの事業所と意見交換を行い、移行に向けたサービス内容の提示や料金設定の協議を行ってまいります。

次に、三つ目の御質問ですが、高齢者の増加が見込まれており、今から10年後の2025年は団塊の世代が後期高齢者となり、生産年齢人口は減少していきます。

このような状況の中で、できる限り一人一人が元気で生活できるよう高齢期に備えていただく予防事業の充実のため、保健センター・保険年金課・福祉課で連携を密にし、健康で長生きできるよう住民サービスに力を入れてまいりたいと考えています。

しかし、介護が必要になった場合において、住みなれた地域でその能力に応じた日常生活を営むためには、保険の給付だけでなく、地元地域内での理解や協力が不可欠であると考えております。

それぞれの取り組みが相乗効果を生み出し、高齢者になっても住みやすいまち広陵をつくり出していける仕組みになると考えております。

次に、4つ目の御質問ですが、住民が望むサービスとニーズを定期的に調査した上で、その時点における柔軟な対応を検討いたします。

御指摘のように地域の公民館や空き家等の施設を有効活用した高齢者が気軽に行ける居場所づくりなどのきっかけとなるような事業の取り組みを行ってまいります。

3番目、香芝市との包括協定についての御提案でございます。

香芝市との包括協定するに当たっての提案ということですが、香芝市との共同中学校給食センター建設するに際しては、町議会においても議論を重ねていただきました。香芝市との共同中学校給食事業は、これを機会に今後、さまざまところで広域化による連携を深めていきたいと考えております。

一つ目の質問ですが、御承知のとおり、広陵町内には5つの小学校、2つの中学校があります。現在は、5つの小学校に対して、2人の栄養職員が県から配置されており、今後中学校の給食が始まると、広陵町内の学校所属の栄養職員が1人配置されます。つまり町内の7つの小中学校に対して、3人の栄養職員が配置されます。また、町職員で管理栄養士も全体の指導と管理をしておりますので、御提案いただいている各校1

名の栄養職員の配置は、最善策とは考えますが、4人の栄養職員で食育をしっかり進め、効果を出していきたいと考えます。

二つ目のコミュニティバスの香芝市からの町内への乗り入れについての御提案ですが、現状では今運行している奈良交通バスの維持存続を優先する必要があります。将来では、香芝市からと言わず双方での乗り入れや他近隣市町との連携した相互の乗り入れも検討する必要が出てくると考えます。

三つ目の香芝市民が利用できる施設は町民も同等の条件で利用できるようにすることで、プールやテニスコートなど利用の例をいただいておりますが、そのような利用も含め、お互いの住民が無理なくスムーズに利用できる施設なのか、また福祉や子育て、健康についても香芝市にある施設の相互利用もできるよう、先に包括連携を締結してはどうかと担当事務者に指示しているところです。年内にも包括的な連携協定を締結したいと考えております。ほか、御提案の施設利用に関する広陵町民側の意見を表明できる機関の創設も含め協議させていただきます。

4番目、買い物が困難な町民対象に巡回販売の御提案でございます。

買い物が困難な町民の方を対象とした巡回販売についての御質問ですが、大型店舗に現状の状況及び今後の計画について伺いました。

町内のある大型店舗では、現在会員登録制によりネット配達を実施されており、注文から配達までは翌日に、時間によっては当日のうちに自宅へ届くようなシステムで行われています。同社は地域密着型の店舗として過去に巡回販売をされていた実績もあるとのことであります。全国的に高齢化が進む中、巡回販売について、地域の自治体と協力しながら企業理念をもとに地域密着型店舗として取り組んでいきたいとのことであります。町といたしましても住民のニーズに合った取り組みを進めるべく、元気村朝市で宅配の計画も模索しております。

なお、議員のいろいろな提案をいただいております内容につきましては、協議の中で取り組んでいきたいと思っておりますので御理解願います。

5番目、高田川を含む町内河川の堆積土砂撤去の見込みについてのお尋ねでございます。

まず1番目の御質問でございますが、毎年町内一級河川の堆積土砂撤去を要望しております。平成27年度では、広陵町内の堆積土砂撤去の予定がないようではありますが、引き続き年度末、予算が出れば着手していただけるよう根気強く要望してまいります。

2番目の高田川上流の河川改修の進捗でございますが、現在、大和高田市域で実施されております工事の後、今年度最終の発注をもって完了予定と聞いております。その後、広陵町内の大字沢から萱野地域の河川改修に着手されるとのことでございます。

町内の遊水機能確保につきましては、水田貯留に昨年度から大字南郷、寺戸及び

斉音寺の各地区において取り組んでいただき、今年度も本格実施に向け調整板を取りかえるなど継続し、実施していただいております。

また、ため池を利用しての貯留につきましては、昨年度1カ所実施させていただきましたが、利水と治水の両方を利用することが困難であるため、なかなか進まないのが現状であります。そのため現在実施していただいている水田貯留を広陵町内全域に輪を広げ、浸水被害が軽減できるよう取り組んでまいります。

以上答弁とさせていただきます。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 八尾議員の質問事項1番、小学校給食の民間委託に関して偽装請負の発生せぬようにしてもらいたい。また、学校教職員の役割をより明確にして食育や地産地消の取り組みを本格的に進めてほしいという御質問に対しましての御答弁としまして、2学期から実施しております小学校給食の調理委託を実施する中で、食材の調達及び献立については、従前より説明させていただいておりますとおり、町及び学校栄養教諭によって担っております。

まず御質問の1番目ですが、契約書では、小学校における学校給食が安全かつ衛生的、安定的に提供されることを目的としており、仕様書において給食管理、調理作業管理、食材管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働安全衛生の区分について、それぞれ業務内容、町(教育委員会・学校)と受託者ですみ分けし、偽装請負にならないよう事前に打ち合わせでも協議しております。

また受託業者による安心安全を前提に食育にも取り組みたいとは、ただ食べるだけでなく、教育上意義ある学校給食づくりを理念に調理を通じて食育に携わるという意識のもと、実施するとの意味合いからの発言であり、各校1名配置予定の栄養士については、衛生管理責任として衛生面の徹底のため配置していただいております。

2番目の御質問についてですが、町として2学期から学校給食の献立表を変更し、どの食品に血や肉、骨になるもの(赤)、体の調子を整えるもの(緑)、熱や力になるもの(黄)の栄養三色が含まれているかを詳細に表示し、好き嫌いをなく食べることで、体にとって大切なものであることの食育を行っております。

また、従来から栄養職員が献立や調理にも工夫し、児童が嫌いな食材をいかに食べてもらえるかも検討していただいているところです。

一方、学校では毎年、食に関する指導の全体計画を作成し、教職員が各学年に応じた食育に尽力を注いでいただいております。今後も地産地消の食品を取り入れた給食実施も計画しており、成長期の児童の食育に努めてまいります。

先日の保護者を対象とした試食会においても、給食を食べることで子供の好き嫌いが減ったとうれしい御意見もいただいております。

3番目の御質問ですが、直営時代の労務構成としては、正規職員を含む25人の調理員を配置しておりましたが、委託後は23人となる予定です。ただし受託開始当初は

万全を期するために増員され、献立内容や作業内容によって臨機応変に対応される予定です。

直當時での支援スタッフは、基本1日7時間勤務で契約しておりました。受託会社に確認したところ、各校への配置者の勤務形態は、個々の面接での家庭の事情や勤務規模を確認した上で決めており、個々によって違ってまいります。受託会社の基本としては、月曜から金曜まで毎日勤務する者を常勤としており、今回の配置者は全て常勤となっており、調理責任者は調理責任者衛生管理責任者については、8時間のフルタイムと確認しております。委託に変更することによって、雇用契約期間問題3年間の期限つきは解消されたと考えております。

4番目の御質問ですが、学校長は施設管理者として毎日学校給食日常点検表や物資記録簿を確認、押印したり、毎日給食日誌などの報告を受け、確認するとともに、今までどおり検食を実施していただきます。

また、1カ月の業務を経過すると受託会社は業務完了報告書を学校長に提出し、確認後、教育委員会に報告することになっています。委託に変わることによって、指示命令はできなくなりますが、学校、教育委員会、受託会社の三者協議や保護者を含めた4者協議を実施し、これまで以上に学校給食の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、問い1に対して再質問を行います。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。それでは、順に聞いて伺ってまいります。

一つは、小学校の給食でございます。9月3日から始まりました。事前に委託の契約が適切に行われているかどうかを奈良労働局に確認をしてもらいたいということを私申し述べておりましたが、していただいたかどうか。一問一答方式で聞くやり方もあるんですが、ちょっと元に戻しまして、何回かに分けていきますので、それが第1点でございます。

それから二つ目でございます。調理員の中の調理師、栄養士をそれぞれ配置するというのは、これは先方の会社の独自判断ですか。それとも町の側からぜひそうしてほしいというふうに言っておってそうなったのか。もし町の側が言うたんだしたら、どのようなことを目的にして言ったのか。これが二つ目でございます。

それから三つ目ですが、民間委託にして、今回3年雇用の問題が基本的に解決したと、解消されたと、こうありますけれども、残念ながら労務を町の側からあれこれしなさいということではできないのであって、いや、方針が変わりましたと、3年雇用でまた戻りましたということだとか、それから文章には、委託を開始する受託開始当初は万全を期するために増員をしたと。なれるまでやっぱり大変だからちょっと人数を多くしているということは一定落ちついてきたら、人数をどういうふうにするのかということだって、当然関心があるべきだと思います。そういう労務について問い合わせができるのであればどうされますかというぐらい聞いていただければいいようにやっぱり

配慮をしないと、衛生面なんかでも手を抜いたりとか、体力が消耗しているのに働かせたりとかいうようなことがありますから、指示はできませんけれども、町は関心を持って見ているよということぐらいは言っておいていただく必要があるんじゃないかと、その3点お願いします。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 委託契約の労働局への確認ということでございます。これにつきましては、八尾議員のほうから偽装請負ということで以前から契約に関してはかなり指示をいただいております。その関係で事前に何回か労働基準局には御相談させていただいております。その関係で契約そのものについては、労働基準局に確認という、そこまでは至っておりません。

それから栄養士と、それから調理師の関係でございます。これにつきましては受託会社のほうがプロポーザルのその折にどういう配置をするかということで受託会社のほうから事前に各学校の配置という形で判断して配置をしていただいているというものでございます。

3年雇用の問題でございます。これにつきましては、業者のほうに確認しましたら、その3年という雇用の期限は入っていないということで、3年雇用という形ではしていないということでございます。

それから最初、増員の問題でございます。これにつきましては、委嘱等を何回かさせてもらって、会社のほうもかなりその辺気を使っての対応ということでございますが、当初やっぱり何が起るかわからないというちょっと心配もありましたので、会社のほうで独自に判断してその増員と、当分軌道に乗るまで増員するというので、会社の判断でその増員を行っているということでございます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) そうしたら直営から委託ということについての基本線は何とか乗り越えて稼働し始めたというふうな答弁だったというふうに理解をしておきます。

それでこの質問で一番ポイントになるのは何かということなんですが、食育をやるのは誰なのかという、こういう話なんです。答弁書でも部長の発言は、あくまでこの調理に徹するというので、調理を通じて食育に携わるという意識のもと実施するとの意味合いからの発言だと。だから気持ちは、それぐらいの気持ちを持っていますよということを保護者の方にアピールをしたということですから、実際に例えば、学校の教室にその栄養士さんがでかけていきまして、あなたは子供たちに食育しなさいということは町は期待もしていないし、この会社はそのことをやろうという気もないということだと思います。そうすると先生方がやっぱりどういう食事なのかと、メニューなのかと、それこそ栄養を

含めて懇切丁寧に子供たちに伝えるということをしなないといけないわけですが、その体制が栄養士を各学校に1名配置するというのでやっぱり食育の問題をもっと重視するべきではないのかと。県から配置される人数は限定はされるんですけど、ここは判断をして、町がやっぱり町費で雇う栄養教員も配置をして、この際充実した内容にしたほうがいいと。それで学校単位栄養教員が配置されますと、幸いにしてこの会社は独自に調理現場で栄養士を配置しているわけですから、町が言うてきた献立の中身について、その中身を詳しく説明を受ける機会が、チャンスがふえるわけですから、そういう意味ではタイアップすることは可能になるのではないかと。ただし、どんな栄養士さんなのかわかりませんから、その点は心配をしております。それが一つです。

それからもう一つは、先ほど質問したのは、今は3年雇用はしませんよと。だけど将来どうするかわかりませんよという意味と違うんですか。そこは無理が来ないようにやっぱりよく気を使っていると、町はちゃんと把握しているということを態度でも表明されたほうがいいのではないかと。私たちは委託そのものについては賛成できませんから反対はしましたけれども、現状はこうなりましたから最大限のやっぱり努力をして、子供たちにマイナスの影響が出ないことを望むし、それからむしろ食育がぐっと進むような方向に踏み出すべきではないのかと、こういうふうに思いますので、その点どうでしょうか。2点お願いします。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 先に雇用の問題でございます。雇用につきましては、今の時点では3年という期限がないということで返事はいただいております。今後どういう形になるかという、その辺については御指摘のようにこちらのほうでしっかりその辺の確認を続けていきたいと思っております。

それと食育に関しましてでございます。食育に関しましては、一応栄養教諭、管理栄養士という形で小学校でしたら2名と町の職員1名と3人いております。それと当然学校には、その食育の担当の教員という部分がございます。その辺も含めて今後おっしゃっている食育に関する教育のやり方という部分についてしっかりちょっと協議を進めてやっていきたいと。今まではそういう教育がちょっと若干できていなかったという部分がございますので、そういう管理栄養士、それから学校のほうのその栄養の担当の職員と、その辺も含めて今後しっかりやっていくと。

それと受託業者のほうでございます。この辺に関してはいろいろやっぱり残食といいますか、その辺、子供に提供した分、どの食材で、どういう献立のときにどれぐらい残るという部分は当然その確認はできるという部分がございます。その辺も含めまして、子供にやっぱり好き嫌いをなくすためにやっぱりいろんな手だてといいますか、その辺の工夫をしていくという意味でも今後十分考えてまいりたいと思っております。

(議長)12番、八尾君！

(八尾議員) 食育の問題は大きなテーマでございますから、今後も追及といえますか、要望をしていきますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に参ります。介護保険のことに移ります。

それで、答弁書では、この要支援1と2の方がデイサービスとホームヘルプサービスを受給できなくなるというふうに理解している点は間違っていますよ八尾議員と、こういう答弁でございました。受給権という言葉が出てきたわけですが、これは私は町の認識は間違っていると思ひます。介護保険の制度であれば、被保険者が介護保険料を負担し、あらかじめ法律で定められた介護サービスというものを申し込めば、認定とちゃんと前提を踏まえて申し込めば、受給する権利が生ずるんですって。ところがそれを権利ということではなくて、広陵町として今度新たな事業、どういう形態になるかわかりませんから、そういう事業をやりますよと、これについて申し込んでいただいたらどうですかという、申し込みをして提供をするという関係になるから、これは権利の行使と言えませんわね、そのことを言っているんですよ。だからこれはいわば、答弁書で言われたのは、実は厚生労働省が全国に発信している文言と全く同じでございます。何も変わりませんがなと言っているのと同じですよ。だからそれに基づいてやれたんだろうけど、実際はそうじゃないんじゃないかと思ひますね。そういう危機感があって、どうなのかということをお私ひが一番心配をしているわけです。

具体的にお尋ねをいたしますが、5点ちょっと申し上げたいと思ひます。

一つは、実際にこの制度が変わるタイミングは平成29年4月ですから、しばらく時間的な余裕があります。ですから関係の事業所だとか、認定を受けている方々から御意見を十分に聞いてよく相談をしてもらいたいと、これをやってほしいというのが1点です。

それから二つ目は、現行の介護保険で給付されているレベルの質を確保するということをまず前提に考えるべきではないのかと。全く真っさらになりまして、ゼロから今から広陵町でどないするのですかというのを組み立てるのと違って、今までやっていたのはそのまま引き続き提供できるようにするという前提にして、できなくなる場合はどうするかという発想で考えるべきではないのかというのが2点でございます。

3点目、利用者の希望に基づく選択を保障していただきたいという問題でございます。中には、あなたもう大分よくなったからといって卒業といってよく言葉は使いますけれども、そういうことを進める自治体もあるようです。それはやっぱり御本人の意向ということをおまず前提にしてもらいたいと。

それから4番目でございます。利用者の負担が現行より重くならないようにしてほしい。

それから5番目でございます。介護保険利用の相談があった場合には、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行うと。基本チェックリストなどといって、水際作戦でそこにたどり着く前に一回チェックをかけるんやというようなやり方というのは、介護保険、

「介護の社会化」ということで、大きく踏み出した時点からの考え方でいけば大いなる後退ですよ。こういうことをすべきじゃないんじゃないかと。その根拠は何やと言ったら広陵町が今回出された事務事業報告書の中の介護保険の対象の方が何人おいでになるか。平成26年度の人口が3万4,919人、このうち65歳以上は7,785人で22.3%、認定を受けておられるのが1,248人、そのうちで要支援1、要支援2になっているのが390人ですね。だから、認定がこれで6分の1か7分の1ぐらいですね、認定を受けているのが。その程度しかないんですよ。その認定を受けておられる方の3割が要支援1と2だから、その人たちを直撃するわけですね。今まで介護保険を使えていたけども、使えなくなりますよと言ったら、ええ、そんなん困るやんということで直撃するわけですよ。介護保険は脱退を申請する人がいたりで、前に笑い話みたいに言いましたけれども、社会保険だから強制ですよと、年金から頼んでいないのに勝手に徴収するわけやん。そういう制度であって、実際利用しようと思ったら、いや、利用できなくなったとか、あるいは2割になったとか、そんな話がどんどん出てくるから、一体どうなっているんやと。これが本人がこういう制度がありますけれども、利用したいと思う人は申し込んでくださいよと、任意の制度だったらそんなことは言わないと思いますよ、その枠内で考えたらいいことやから。だけど強制しているんだから。年金から勝手に天引きして、勝手にというのはよくないか、自動的に天引きしているわけやから、それはちょっとそれぐらいの負荷を負ってもらわんとあかんのと違いますか、どうですか。

(議長) 中山福祉部長！

(中山福祉部長) 済みません、ただいまの質問に答弁させていただきます。

一番初めに、制度が始まる前に事業者等の意見を聞くようにという御意見をいただいております。それにつきましては、私もやはり現在事業をやっている事業者からは十分意見を聞かせていただかないと、どういうふうな事業、またどういうふうな内容、また単価等についても、やはりそういう事業者の意見を聞かないとなかなか決められないというのも事実でありますので、それはやはり十分に聞かせていただくと。また、受けておられる方の御意見という部分については、やはりケアマネジャーさん等からそういう意見を聞かせていただいて利用者さんの声も反映できるように努力してまいりたいと思います。

次に、介護保険の給付の質の確保という形で、御質問いただいた件なんですけれども、現在介護保険制度は、訪問介護、また通所介護事業については、その相当事業については、新総合事業、新しい総合事業のほうに移行するということになっております。その現行の通所訪問事業の質はそうして、ほぼそのまま総合事業として新事業のほうに移行しますので、質の低下は起こらない、質の確保を図れるものと考えております。ただ、新しく介護予防サービスですか、サービスのほうが新しくつくられると、それについては、事業所がやっている事業の緩和された事業、また住民主体によって行わ

れるサービスを新しく追加すると、現行のサービスがある上にそういう新しいサービスを追加するという考えでやらせていただくということなので、利用者の方には選択する幅が広がるというふうに私たちは理解しております。

次、3点目の現行サービスの希望者の選択の保障ということで、卒業というようなことのないようにということをございますが、現行の介護保険予防サービスにつきましては、新しい総合事業に今言ったとおり移行するわけで利用者の自立を目指すサービスであることに変わりはないと。利用者の方が利用してサービスの選択をしていただくという形になりますので、うちが介護給付のほうに現在利用されている方を新サービスのほうに行ってくださいということをご指導するわけではなく、ただ御本人さんの心身の状況がそれに該当するように改善されれば、やはり適正なサービスを受けていただくということになるものと思っております。

4番目の本人さんの利用者が現行より負担が重くならないようにということをございますが、新制度が移行することにより利用者の負担が重くなるということはないというふうに考えております。新しく多様なサービスが提供できることによって、逆に利用者の選択肢がふえ、安価な制度もあるというふうな新しい介護保険制度に変わるものと私たちは理解しております。

チェックリストの件についてですが、これにつきましても今現在も同様ですが、まず相談に来られたとき、十分に相談者の状況を聞かせていただいて何を希望されているかということも聞かせていただく中で、基本リストのみで振り分けをするのではなく、基本リストを新しく今後、まだはつきりした形はどういうようなものかはまだわからないわけですが、これから国を示す、またそれを町として確認した中で、その基本リスト、チェックリストのほうを活用させていただいて本人さんの心身の状態を的確に把握すると、その基本リストを使って。そして利用者の方の生活状況や必要なサービスをつかんで、それを活用して本人さんの心身の状態を確認するというために使わせていただくものであって、ガイドラインでも示されているとおり、それによって利用者のどういう利用に向けてサービスを利用されるのか、最善化を検討していく一つの指標として使わせてもらうものになると思いますので、以上で説明とさせていただきます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 予想よりもいい答弁が来ましたので、びっくりしております。質の確保はちゃんとできますと、今、利用の利用料はこれより重くなりませんと明言をされましたので、しっかり守っていただいたら結構かと思えます。

さらに5項目いきたいと思えます。

この新たな事業を希望する場合にあっても、基本はやっぱり要介護認定申請を受け付けてその結果を地域包括センターにつないで、その中で新たな事業を利用するというふうにしなかつたら、チェックがかかりませんので、それをお願いしたい、これが1点

です。

それから事業所に対して、事業費の支給をするわけですが、現行の基準を緩くしても、今、質を落としませんと言われたから大丈夫だと思いますけれども例えば、広陵町社会福祉協議会にこれまでと同様のサービスを同じようにやってくださいねと、緩和しませんよと、これまでと同じに要求をしますよということをきちんと行ってほしいというのが二つ目でございます。

それから三つ目でございますが、事業者の新たな事業の利用者のケアマネジメントについて簡略化ケアマネジメント、それから初回のみケアマネジメント、これは業界でこのように言われているやつがあるんですな、御存じないですか、首をかしげておられるから、知っておられる方があるからしれません。要は手抜きですね、簡単に言ったら。手抜きしたマネジメントをやれるわけですよ。こういうのをやったらあかんぞということをちょっと1回調べてもらわんとあかんと思います。

それから4番目でございます。サービスの提供に必要な総事業費を確保しようと思ったら、これまでの財政でいけるんだったらよろしいで。だけどいかれへんという場合がやっぱりありますから、その場合は恐れながら、国はちゃんと言っていましたやろと、これまでと変わりませんでというふうに言っていたんやから、変わらんようにやろうとしたら、これだけ金が足りませんねんとちゃんと請求してもらわなあかんし、それから広陵町の財政の中から幾分か負担するというのも含めて考える必要があるんじゃないかと思いますが、その点はどうか。

それから五つ目でございます。住民の助け合いということがありますけれども、これはそのことを受け皿にして、そこへずっと流し込むというようなやり方はしないと。まちとしての責任はやっぱり果たすということの大原則をもう一回明言してください。この5点です。

(議長) 中山福祉部長！

(中山福祉部長) 今、おっしゃられた中で1点確認させてもらいたいのが、緩和したサービスということなので、緩和したサービスは料金も今後検討するというので、今のサービス料金ではないということだけはちょっと申し添えさせていただいております。

それでは、今質問のありました点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、介護保険申請に来られたときに、まず介護保険申請を行ってから包括につなぐようにというような御意見をいただいているわけなんですけれども、予防給付を利用するか、総合事業を利用するかにつきましては、利用者本人さんの先ほども申したとおり心身の状況によって、また生活状況によって本人さんの利用されるサービスを聞いた上で、今も判断させていただいているわけなんですけれども、今後はそういうことで、今までは介護予防申請において介護認定を受けないとサービスが受けられなかったが、そういう介護予防の総合事業と言われる部分のみを利用したいとおっしゃる当初から

それを利用される方が多いと、そういう方については、できるだけ簡便に利用していただけるようにということで、新しいそういう道筋が追加されたというふうに私たちは理解しておいて、今までの制度はそのまま必要な方にはしていただく、新しいそういう早く受けていただく簡便な制度も新しく整備されるというふうに理解しているわけなんですけれども。

サービスの質の確保ということで、御質問いただいていたと思うんですけれども、通所と訪問事業については現行と相当の事業も新しい新事業に移行すると、その分については大きく事業が変わりませんので、今と変わらないほぼ同様の事業も実施できるといふふうに思っております。それと新しくは先ほども言ったとおり、同じ事業所がもう少しサービス時間を短くするとか、今後検討する中でそういう資格者じゃない方が一部介護、そのサービスに携わるというような緩和措置を入れていくか、その辺については、今後検討することなんですけれども、そういう緩和された中でそういう利用料等も少し廉価にして、利用者さんに一つの選択肢として送る。また住民主体によるサービス、生活支援のサービスを新たに今は追加することによって、本人さん、利用者さんのサービスの選択肢の幅を広げていくというふうに考えており、現行の部分については大きく変わらないという部分がございます。

次に、8番目の利用者のケアマネジメントということで聞かれていたと思うんですけれども、このケアマネジメントについては、国のガイドラインで示されているもので、基本チェックを行った後、本人さんのどういうサービスを的確にするかということで、本人さんの状況を把握をし、介護予防ケアマネジメントをさせていただいて必要なサービスにつなげていくものであって、このケアマネジメントが適正にすることによってサービスの提供が介護保険の中で適正にサービスの提供ができ、また適正な生活支援につながるものと考えております。

あと事業費の確保ということで御質問があった件なんですけれども、事業費の確保につきましては、新総合事業のほうに移行いたしましても国の負担割合等が変わるわけではございませんので、大きく変わるものではないと考えております。

また、第6期の介護保険事業計画におきましても平成29年度からは、介護新事業のほうでの給付事業から新総合事業の予防事業のほうで事業費を確保する計画となっており、必要な費用については、計画からそちらのほうで見込むように考えております。負担割合も変わらないということになっております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 予想より大分いい答弁をいただいたから喜んでおりますが。今、言われたのは、ケアマネジメントが適正に行われることがこの事業を成功させる鍵だと、こういうふうに言われたわけだからケアマネジメントが正常に行われるようにやっぱり対処していただきたいと思っております。

それから資格のない人の話が出ましたけれども、私も経験があるんですが、高齢者のひとり暮らしの方で、八尾さん、近くに来たら用がなくても寄ってくれんかと言うから、どう意味かは言わなかったんですけども、話し相手になってほしいとあるんです。家の中でいろんなお掃除をしたり料理したりしながら会話をするというのが大事なことになるというところもあるんだけど、会話をするなんて、介護保険とかそんなんにありませんやろ。だからそれは資格のない人だって、そやね、ほんまやねと言っておられればいいわけだから、そういう軽いところはされたらいいですけども、ちゃんと基準があるようなところにはやっぱり資格のある方がやっていただきたいなということを申し添えて、この質問は終わりにします。

3番目にいきます。

香芝市との関係ですが、いろいろ具体的に申しました。プールですけども、市民は500円、市民外は1,000円です。それから五位堂駅前の駐輪場ですけども、市民は2,200円、市民以外は2,500円なんです。それから公共バスですが、市役所と総合福祉センターへ行く無料送迎バスとして運行しているものであって、広陵町の元気号のようなスタイルではないようですね。けども、これは考えてみる必要がある。

それから図書館の返還用のポストですが、何回も言っているんですけども、五位堂駅のところに香芝図書館に返却するポストがあるんですね。あの横に香芝市の土地に香芝市の費用でポストを立てていただいて、宛先は広陵町図書館行きと、このお守をするのは香芝市の図書館の職員がしていただいて、広陵町の図書館に返していただく。実際に金がかかりますから、積算をして、300万円のうち何ぼかかるねんと積算したらいいでしょう。具体的に話を進めてもらわないと、いつどういう話になって、包括と聞いて全然中身がわからんと、これ逃げられまっせ。そういうふうなことがあるんですね。だからそういうことをきちんと考えたらいいいんじゃないかと。

それで、その前提の話をちょっとしたいんですが、これは香芝市議会ニュース速報とって、広陵町でもよく似たタッチのニュースを配られた議員さんがおいでになりますけれども、ここのトップに何て書いてあるかといったら、給食センター用地の費用負担なしと書いてあるんですよ。300万円払わんでもええようになったと、喜んで市民の方に報告をされたようです。北川議員、中川議員、細井議員、関議員、小西議員、中村議員、奥山議員、下村議員、福岡議員、この連名でございます。私は協議会自体も反対していますから、あかんよと言う立場ですけども、事の根本には、香芝市と広陵町は隣り合わせで北葛城郡のおつき合いもあるし、お互いのやっぱり信頼関係といいですか、そういうことがあって初めてこういうことができているもんやと思うけれども、はっきり言って広陵町議会の鼻を明かしたんやと言わんばかりのこんな宣伝をするのはけしからんと僕は思いました。どう思われますか。

(議長) 植村企画部長！

(植村企画部長) まずは、この包括協定でございますが、これも町長が申しましたように、今後さまざまところで広域化が結ばれるだろうというようなことで、連携をするんだということで、いろんなポストの話もされましたが、その話をする上においては、先に包括協定をしなければ話ができない。各分野にわたっていきますので、福祉の部分、教育の部分とか、いろいろなところが関係していきますので、まずは包括協定をしようというところ。

それと新聞につきましては、どういう意図でこれを新聞を出されたのか、広陵町の好意で費用負担なしやというようなこの新聞の書き方、読み方によっては、そういうふうな受け方もされる方もおられますけれども、これはあくまで広陵町の好意でそういう形で建設できたんやというところの新聞にも読めるのかなと思います。これは私自身の個人の意見でございます。

以上でございます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 何もけんかを売れと言っているわけではありません。事実を確認していただいて、広陵町としては、議会も広陵町長も香芝市さんとは仲よくしたいねんと、そういう審議というものをやっぱり大事に進めていこうやないかと、こういう提案を常にやっていただきたいなと、こういうことを申し添えておきたいわけでありませう。

次に参ります。4番目です。

4番目は先ほどの介護保険のところでも言いましたけれども、公民館ですね、公民館の位置づけをもうちょっとアップしてもらえませんか。それで厳密に言うと、これは社会教育施設であって、教育委員会が管理しておられる施設なんですけど、高齢者の方にここに集まってもらったり、あるいはお買い物ができるようにしたい。相手のあることですから、勝手に言っても通らんかもしれませんけれども、こういうところをやっぱり有効に活用すると。

それから答弁でも書いておられたけれども、空き家対策であいている家を有効活用できないかというようなこともあるわけですから、そういう点でまず個人の権利が複雑に絡んでいるような個人の家をまず狙うよりは、公民館という町の立派な施設があるわけやから、ここを軸にしながら、高齢者の方に集っていただけるような、買い物ができるようなということにならないかなと。介護保険では、たしかお買い物へ行くのに、一緒に行ってあげるというのをたしか介護保険で聞いたんですけど、買い物を行ってきよというのはアウトですね、たしか。どうでしたか、できますか。あきませんやろ。できますか。ちょっとそのことも含めてどうなっているのかちょっとわかりませんが、そういう具体的なことをもう少し公民館というところを、集会所というところを重視をして、あるいは大字や自治会の運営の中においてもそういう施設を有効活用しようやないかという機運を高める中で、この問題を一步でも二歩でも進めたらいいのじゃないかと、こういう

思いでございますが、いかがでございますでしょうか。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) 買い物難民といえますのか、そういう部分での質問ということで、今おっしゃっていただいている、まず集会所での店舗と、今のまず集会所にお店を持つてくるというような解釈でよろしいかと思うので、その辺につきまして、今、広陵町内にある大型店舗のほうにいろいろ巡回販売というふうなところで確認いたしますと、なかなか今すぐに云々というのは難しいというところは確認できております。

また、今後やっぱり地域密着型ということで過去にされたという経緯も聞いているお店もございますので、今後進めていくに当たって、どれだけのやっぱり住民のニーズがあるのかというのも大切なやっぱり企業としての成り立ちというところではしっかりとその辺のところの部分もつかまえて、またお話をさせていただかなければならないと思います。

また、町内でそういう移動販売等の業を営われておられる方もございますので、その辺のお話もやはり十分聞いた上で考えていくべきではないのかなというところも御理解願いたいと思います。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 一遍に39大字全部やれとは言いません。一番矛盾の大きい、あそこ、店がなくなって困っているねんというところがあるわけですから、そのエリアの方々にも十分御意見を承って進めていっていただきたいなことだけ申し添えておきます。

あと2分しかありませんが、最後の堆積土砂の件でございます。

台風接近で、もうまさに目の前に雨がどどっときてどうなるのか心配をしております。早いこと、たしか前回の答弁では大字中の井堰の工事が進めば、次はやるというようなお話で来ていましたので、やっぱり県に対してきちんと物を申しさせていただいて、一旦そんな被害が出たらえらいことになりますから、ちゃんとやってもらいたいということをもう一回だめ押しして言ってほしいんですけれども、どうでしょうか。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) これにつきましては、毎年堆積土砂の撤去につきましては、当然町としまして、町内全体の堆積土砂の撤去というところで要望してございます。中でも高田川につきましては、やはり新尾張川と高田川の合流地点、広陵中央公民館の東側にかかなりの堆積土砂がございます。その分についても毎年必ずと言っていいほど、その部分どうにかならんのかということで重々要望はしております。

また、今現在、大和高田市のほうで河川改修のほうを実施されておりますが、その部

分について、今年度ではほぼ終わるということを知っていますので、その後、広陵町のほうに改修のほうを実施していただくということで進めていただくように予定しておりますので、調査も十分必要になってくると思いますので、また引き続き年度末まで何度も要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひお願いしたいものだと思います。

それから答弁書で田んぼの中に水を入れて遊水機能を持たせようという、水田貯留ということが言われておりますが、この輪を広げたいんだということがあるんですが、具体的に何か動きがあるんでしょうか。あれば教えていただいて、それを最後の質問にいたします。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) 今現在、3カ所の水田貯留のほうを実施していただいております、本年度、本格実施に向けて南郷と寺戸、斉音寺。また本年度新たに斉音寺地区で違う場所での実施という話も聞いておりますので、今後やはり農事実行委員会、そういう農事の団体のほうへ一度お話をもちかけてさせていただいて、広陵町内全体で広げていきたいというふうに考えております。

(議長) それでは、以上で、12番、八尾君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会とします。

(P.M. 4:45散会) <19440字>